

子育て世帯に寄り添う住宅の新しいかたちへ

共同住宅の改修を支援

子育て支援型共同住宅推進事業

補助対象工事費の1/3補助

最大120万円/戸

子育て期に配慮すべき19項目の事故防止対策と
居住者等による交流を促す施設の設置が補助対象

キッチン

子どもの様子の
見守り

対面形式でない
ものを対面化
する改修



浴室

転倒防止

すべりやすい床を
すべりにくい
ものにする改修



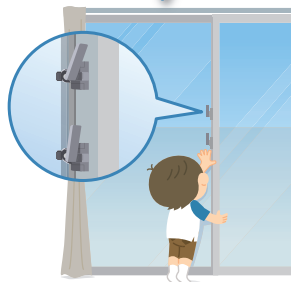
※現状安全確保の整備水準を満たしていないもの等が補助対象となります。

※子どもの安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置の支援を目的としておりますので、賃貸の場合は、入れ替わりの際も含めて入居募集開始から3か月間は小学6年生以下のお子様を養育されている世帯限定で募集すること等が条件となっております。分譲マンションで区分所有者が補助金の交付を受けた場合は、譲渡先も子育て世帯であること等が条件となっております。(いずれも補助金受給から10年間)

安全確保19項目と交流を促す施設の設置が補助対象

必須

子どもの転落防止



- ・バルコニーへ勝手に出ないように高い位置への錠の設置等

ドアや扉の指詰め防止



- ・指詰め防止カバー
- ・ドアクローザー等

不審者の侵入防止



- ・窓への防犯建物部品採用
- ・シャッター、面格子等

子どもの進出や閉じ込み防止



- ・外側から解錠可能な錠
- ・チャイルドフェンス等

災害への備え



- ・家具の転倒防止措置のための下地処理等

子どもの様子の見守り



- ・対面形式キッチン
- ・子どもを見守れる間取りへの工事等

交流を促す施設



- ・多目的室（集会室/キッズルーム）
- ・プレイロット（遊具/水遊び場/砂場）
- ・家庭菜園 ・ベンチ

交流を促す施設



※「転落防止の手すり等の設置」が整備された住戸が5戸以上ある等、交流を促す施設設置申請には別途要件があります。

対 象：小学生以下の子どもを養育する世帯が居住する賃貸・分譲住宅の改修

補 助 率：補助対象工事費の1/3

※上限額 安全確保：120万円/戸、交流施設：600万円/棟

申請期間：令和8年4月7日（火）～令和9年2月26日（金）

※予算執行状況により期間を前倒して終了する場合があります。

入居募集：賃貸の場合、入れ替わりの際も含めて入居募集開始から3か月間は等の条件 小学6年生以下のお子様を養育されている世帯限定で募集すること
分譲の場合、譲渡先も同様の子育て世帯であること等が条件

詳細はメールにてお問合せください

事務局HP <https://kosodate-sc.jp/>
事 務 局 子育て支援型共同住宅サポートセンター
お問合せ先 info@kosodate-sc.jp
電 話 番 号 03-6659-8875 10:00～12:00,13:00～17:00
土日祝、年末年始除く

事務局HP



建設型（新築）を検討されている方は「建設版」をご覧ください。

【改修版】